

大川学園高等学校 「訪問介護員養成講座」規程

(目的)

第 1 条 この規程は大川学園高等学校学則第 3 6 条第 2 項の規程に基づき別科「訪問介護員養成講座」の入学金、授業料その他必要な事項を定める。

(訪問介護員養成講座の設置)

第 2 条 訪問介護員養成講座は、1 級課程及び 2 級課程の講座とする。1 級 2 級課程ともに男女社会人を対象とし、必要な教科、実技を履修させ、訪問介護員 1 級及び 2 級の資格を与える。

(教科)

第 3 条 訪問介護員養成講座の教科は別途定める。

2 . 授業は原則として土曜日に行いあらかじめ授業日程を編成して行う。

(開講時期及び修了)

第 4 条 開講の時期及び修了の時期は次のとおりとする。

修了は規定時間数を履修したとき認める。

科 名	修業期間	開講時期	修了時期	規定時間数
1 級課程	9 か月	4 月	1 2 月	2 3 6 時間
2 級課程	6 か月	4 月	9 月	1 3 7 時間

(授業料等)

第 5 条 受講料は次のとおりとする。

科 名	受 講 料 (円)	
	一括納入	分割納入
訪問介護員養成講座 1 級 課 程	1 7 0 , 0 0 0	特に必要と認めたとき
訪問介護員養成講座 2 級 課 程	8 1 , 5 0 0	特に必要と認めたとき

附則

この規程は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。